

# 電気通信事業ガバナンス検討会

## 報告書(案)

(抜粋)

### 3.2.1.3 利用者に関する情報の外部送信の際に講じるべき措置

利用者がアプリやウェブを利用しようとする、アプリやウェブサイトを設置された情報収集モジュールやタグ等により、利用者の意思によらずに、利用者に関する情報である利用者の端末情報等が当該アプリの提供事業者やウェブサイト運営者等のサービス提供者やそれ以外の第三者に送信されている場合がある(図3-4)。

このような実態に対しては、利用者と直接の接点があるアプリ提供事業者やウェブサイト運営者等のサービス提供者が、アプリやウェブサイトにおいて、どのような情報取得や情報の外部送信を行うべきか、その必要性も含め検討し、把握した上で、取得や外部送信する情報の種類や用途などに応じて、利用者が理解できるように、利用者に対して確認の機会を与えることが必要であるとの指摘がある。

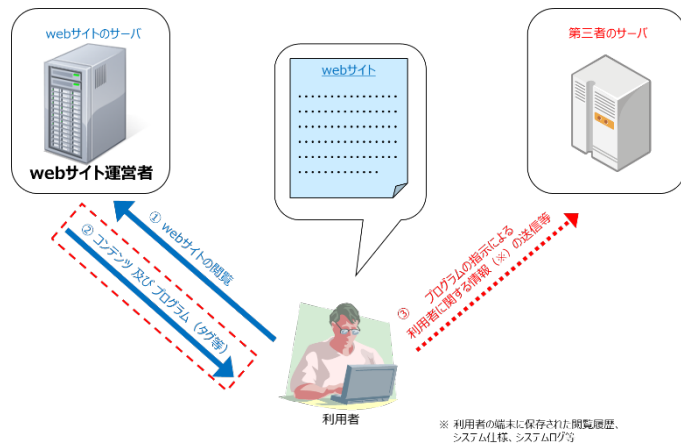
例えば、電気通信事業を営む者<sup>1</sup>についても、利用者に対し電気通信役務を提供する際に、利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を利用者以外の者に外部送信を指令するための通信を行おうとするときは、原則として通知・公表を行い<sup>2</sup>、もしくは利用者の同意を取得あるいはオプトアウト措置<sup>3</sup>を提供することにより、利用者に対して確認の機会を与えることが確保できるようにすること等も考えられる。なお、この際、個人情報保護法における規律との整合性を考慮するとともに、関係業界団体における自主的取組についても尊重し、変革期にある業界の実態を踏まえた柔軟な措置を可能とすることが重要である。

---

<sup>1</sup> 電気通信事業者とともに、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業(事業法第164条第1項第3号)を営む者を含む。一方、提供する電気通信役務の利用状況からみて、利用者の利益を阻害するおそれが少ない者については除外する方法も考えられる。

<sup>2</sup> 電気通信役務を利用する際に必要な情報(文字や画像を適正に表示するためのOS情報、画面設定、言語設定情報やサービス利用のための不可欠なFirst Party Cookie等)は、通知・公表を不要とする方法等も考えられる。

<sup>3</sup> 一般社団法人日本インタラクティブ広告協会(JIAA)は平成21年(2009年)に「行動ターゲティングガイドライン」を策定(平成28年(2016年)に再改定)し、会員企業においてこれに基づき運用されていることを踏まえ、利用者の求めに応じて停止するオプトアウト措置が行われている。



### 3-4>利用者に関する情報の外部送信のイメージ